

議案第 1 号

みやき町地方創生応援基金条例の制定について

みやき町地方創生応援基金条例を次のように定めるものとする。

令和 2年 3月 6日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条の規定により、認定を受けた地域再生計画に記載された施策の推進に要する財源となる基金を設置する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町地方創生応援基金条例

(設置)

第1条 みやき町に対し貢献し、又は応援したい者からの寄附金を活用し、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条の規定により、認定を受けた地域再生計画に記載された、次に掲げる施策の推進に要する財源に充てるため、みやき町地方創生応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

- (1) 健康寿命を延伸し高齢者が活躍する場を創出する事業
- (2) ユニバーサルタウンの更なる推進事業
- (3) 幅広い世代に対して農業振興を支援し安定したしごとを創出する事業
- (4) ICTの活用事業
- (5) スポーツ政策を通じた新しいひとの流れを創出する事業
- (6) 豊かな郷土を保全し若年者の心にのこる風景を創出する事業
- (7) 誰一人取り残さない地方創生SDGsを推進する事業

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、前条の目的のために寄附された寄附金額の範囲内において一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。ただし、積立額は、地域再生計画に記載された金額を上限とする。

(基金の管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第6条 町長は、第1条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限って、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。